

議第 8 号

高島市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 4 日

高島市長 福 井 正 明

高島市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

高島市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 1 7 年高島市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 0」に、「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（期末手当に関する特例措置）
- 2 令和 4 年 6 月の市長等の期末手当の支給についてのこの条例の規定による改正後の同条例第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項ただし書中「同条第 4 項」とあるのは「高島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年高島市条例第 9 号）付則第 2 項第 1 号ア中「1 2 7 . 5 分の 1 5」とあるのは「1 6 7 . 5 分の 1 0」とし、高島市職員の給与に関する条例第 2 5 条第 4 項」とする。